

後期高齢者医療制度

問い合わせ
 北海道後期高齢者医療広域連合
 (札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階)
 ☎011-290-5601
 市民課国保高齢医療係 (名寄庁舎1階)
 ☎01654③2111 (内線3118)

保 険料の計算方法 (令和4年度)

保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割 51,892円
 【1人当たりの額】

所得割
 【被保険者本人の所得に応じた額】
 (令和3年中の所得-最大43万円) × 10.98%

1年間の保険料
 【限度額66万円】
 (100円未満切り捨て)

均 等割の軽減

※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割りで計算します。
 ※所得とは、前年の「収入」から必要経費(公的年金等控除額や給与所得控除額など)を引いたものです。

●昭和三十二年1月1日以前に生まれた方の公的年金などに係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	均等割の軽減割合
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)	7割
43万円+(28万5千円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	5割
43万円+(52万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	2割

保 険料の支払い方法

※給与所得者等とは、次のいずれかに該当する方となります。
 ・給与などの収入額が55万円を超える方
 ・公的年金の収入額が60万円(65歳未満)、125万円(65歳以上)を超える方

□座振替を希望する方は問い合わせください。
 ※年金天引きから口座振替に切り替わる時期は、申し出の時期により異なります。
 ※確定申告などの社会保険料控除は、「年金天引き」の方は本人に、「口座振替」の方は口座名義人に適用されます。

保 険料の減免

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、次の要件を満たす方は保険料が減免となります。

①新型コロナウイルス感染症による

保 険証が新しくなります

現在、ご使用の保険証は令和4年7月31日(日)で失効し、使用できなくなります。7月中に新しい保険証を簡易書留郵便で送付しますので、8月以降はお持ちの黄緑色の保険証を破棄して、黄色の保険証をご使用ください。

後期高齢者医療被保険者証

有効期限 〇〇年 〇月 〇日
 交付年月日 〇〇年 〇月 〇日

被保険者番号 4567
 住所 広域連合 丁目
 氏名 広域 太郎 男
 生年月日 昭和 7年 7月 7日
 発給年月日 平成 20年 4月 1日
 発給期日 平成 20年 4月 1日
 一部負担金の割合 1割

39011000

北海道後期高齢者医療広域連合 公印(朱)

見 本

○新しい保険証の有効期限は、令和4年9月30日(金)です。
 ○窓口負担割合の見直しに伴い、9月中にすべての被保険者の方を対象に新しい保険証を交付します。(窓口負担割合が変更とならない方も含みます)

減 額認定証も新しくなります

保険証と同様に減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)も令和4年7月31日(日)で失効し、使用できなくなります。引き続き交付対象に該当する方は、7月中に保険証とともに減額認定証(有効期限は令和5年7月31日(月))を送付します。8月以降はお持ちの橙色の減額認定証を破棄して、水色の減額認定証をご使用ください。

また、新たに必要となる方は、令和4年8月1日(月)以降に申請ください。

減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰ・Ⅱに該当する方

区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方 ・世帯全員の所得が0円の方 ※公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方 ※給与所得がある場合、その金額から10万円を控除 ・老齢福祉年金を受給されている方

限 度額適用認定証も新しくなります

保険証と同様に限度額適用認定証も令和4年7月31日(日)で失効し、使用できなくなります。引き続き交付対象に該当する方は、7月中に保険証とともに限度額適用認定証(有効期限は令和5年7月31日(月))を送付します。8月以降はお持ちの橙色の限度額適用認定証を破棄して、水色の限度額適用認定証を使用してください。

また、新たに必要となる方は、令和4年8月1日(月)以降に申請ください。



後期高齢者医療被保険者証

有効期限 〇〇年 7月 31日
 交付年月日 〇〇年 8月 1日

被保険者番号 4567
 住所 広域連合 丁目
 氏名 広域 太郎 男
 生年月日 昭和 7年 7月 7日
 発給年月日 〇〇年 8月 1日
 発給期日 〇〇年 8月 1日
 発給区分 区分Ⅱ
 新規入保 〇〇年 〇月 〇日 保険者印

39011000

北海道後期高齢者医療広域連合 公印(朱)

後期高齢者医療限度額適用認定証

有効期限 〇〇年 7月 31日
 交付年月日 〇〇年 8月 1日

被保険者番号 4567
 住所 広域連合 丁目
 氏名 広域 太郎 男
 生年月日 昭和 7年 7月 7日
 発給年月日 〇〇年 8月 1日
 発給区分 現役Ⅱ

39011000

北海道後期高齢者医療広域連合 公印(朱)

限度証の交付対象…次の3区分のうち、現役並みⅠ・Ⅱに該当する方

現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅠ	現役並みⅢ・Ⅱに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方

り、世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った後期高齢者医療被保険者の方

↓保険料を全額減免

②新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入減少が見込まれる方で、次の要件のすべてに該当する方

- 世帯の主たる生計維持者の給与収入、不動産収入、事業収入、山林収入などのいずれかが前年に比べて3割以上減少していること。
- 世帯の主たる生計維持者の令和3年の合計所得額が1000万円以下であること
- 世帯の主たる生計維持者の収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和3年の合計所得額が400万円以下であること。

↓保険料の一部を減額

※減免に関する詳細については、国保高齢医療係まで問い合わせください。

